

# 大和高田市農業委員会会議録

1. 開催日時 平成30年2月9日(金) 午後3時00分～午後3時40分  
 2. 開催場所 大和高田市役所 3階東会議室  
 3. 出席委員 農業委員(13名) 農地利用最適化推進委員(4名)

農業委員	氏名	農業委員	氏名	推進委員	氏名
1	森本 輝雄	8	中江 彰	1	岡本 勝康
2	今村平治郎	9	上田美加子	2	寺田 勉
3	鶴山 久雄	10	前田 全計	3	稲岡 丈介
4	小川 隆興	11	藤岡 秀信	4	吉岡 重治
5	奥本 正嗣	12	弓場 一郎		
6	木下 浩明	13	本郷 保則		
7	梅田 昌宏				

4. 欠席委員 農業委員(0名) 推進委員(0名)

## 5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議事案件

議第1号 農地法第3条第1項について申請の件

議第2号 農地法第4条規定による申請の件

議第3号 農地法第5条規定による申請の件

議第4号 農地法第18条第6項規定について通知の件

議第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について

議第6号 その他

1) 畑作転換申請承認について

2) 使用貸借権の消滅について

3) 専決処分の報告について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第2号 農地法第4条第1項第6号の規定による転用届出の件

報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出の件

報告第3号 公共転用の通知の件

## 6. 農業委員会事務局職員

事務局長 龍 節子

事務局補佐 東浦章仁

## 7. 会議の概要

議長 それでは、ただ今から2月の定例委員会を開催致します。

本日の出席委員は、農業委員13名全員が出席して頂いておりますので総会は成立していることをご報告致します。

推進委員は4名全員出席して頂いております。

(会長あいさつ)

議長 それでは、議事日程、第1の議事録署名委員の指名についてお諮り致します。私から指名させて頂くことに異議などございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしとの声がありましたので、本日の議事録署名委員に3番、鶴山委員と4番、小川委員のお二人を指名致します。続いて議事日程、第2の会議書記の指名につきましては、事務局の龍局長と東浦補佐を指名しますので、よろしくお願い致します。それでは、ただ今から議事日程、第3の議事に入ります。

議第1号を議題と致しますが、この案件につきましては、上田委員さんが申請人となっている事案ですので、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定に基づき、当該事案の審議開始から終了までの間退席をお願い致します。なお、関係議案終了後に入室、着席して頂きます。

(上田委員 退席)

議長 それでは事務局から説明をお願いします。

事務局 議案書1ページ 議第1号、農地法第3条第1項について申請の件について説明致します。本件は、農地を農地として耕作するため、交換による所有権移転及び賃貸借権の設定による耕作権の移動でございます。

番号1番、申請地、磯野町□□□番1(田)883㎡、譲受人、磯野町、□□□□、譲渡人、幸町、□□□□□□□□□、□□□□、売買による所有権の移転で、申請理由は、後継者への経営移譲のためでございます。譲受人は新規就農のため、2番の案件と合わせて耕作面積は2,093㎡となる予定で、下限面積要件は満たしております。場所は、部会現地調査順序表第5番目、畑中産業株式会社より□へ約20mのところ です。

番号2番、申請地、磯野町□□□番(田)1,210㎡、借受人、磯野町、□□□□、貸出人、磯野町、□□□□、賃貸借権の設定による耕作権の移動で、申請理由は、新規就農のためでございます。先ほどもご説明の通り、耕作地面積は、1番の申請と合わせて2,093㎡と下限面積は満たすこととなります。場所は、1番申請地の西隣で畑中産業株式会社より□へ約20mのところでございます。

番号3番、申請地、大字松塚□□□番(田)870㎡、譲受人、大字松塚、□□□□、譲渡人、大和郡山市、□□□□、売買による所有権の移転でございます。譲受人の耕作地面積は、42,456㎡と下限面積を満たしております。場所は、部会現地調査順序表第4番目、近鉄松塚駅より□□に約500mのところ であります。

番号4番、申請地、大字松塚□□□番1(田)889㎡、譲受人、大字松塚、□□□□□□□、持分□/□、大字松塚、□□□□、持分□/□、譲渡人、大和郡山市、□□□□□□□、売買による所有権の移転でございます。譲受人の耕作地面積は、42,456㎡と下限面積は満たしております。場所は、部会現地調査順序表第2番目、松塚簡易郵便局□□□□のところ でございます。

以上、議第1号につきましては4件の申請で、申請に伴う書類等はいずれも具備致しております。

続きまして、今回の申請に伴い記載された内容について、審査基準の農地法第3条第2項の検討結果について説明させていただきます。

まず、権利の取得後において、今回取得する農地を含めた、すべての農地を効率的

に利用し、耕作されるかという全部効率利用要件につきましては、1番2番の案件につきましては、申請地が隣あわせであり、どちらも従前より委託を受け申請者が耕作されており、必要な機械等の保有状況等からみて、引き続き効率的に利用することが見込まれますので、支障がないものと判断致します。3番4番につきましては、専業で農業を行っておられ、現在所有の農地につきましては全部効率的に耕作されており引き続き効率的に利用される事が見込まれ、支障がないものと判断致します。

次に、権利の取得後、耕作に必要な農作業に常時従事するかという常時従事要件につきましては、それぞれの申請書に記載されている本人も含めた世帯員等の農作業の従事状況からしても、それぞれの受人は、取得後も農作業に常時従事することが見込まれます。

また、周辺の地域との調和要件につきましては、1番2番は地元水利組合、農家支部とも協議して頂いておりますので支障がないよう耕作されるものと考えます。

3番4番につきましては、従前より地域の営農の中心的な役割をされており効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないものと考えます。

以上、今回の案件につきましては、農地法第3条第2項のいずれにも該当しないため、許可要件のすべてを満たすと判断致します。ご審議よろしくお願い致します。

議 長           ただ今、事務局から説明がありました。1番2番につきましては新規就農でありますので、先ほど農地部会へ来て頂き、営農計画について聞き取りさせていただきましたので、これにつきましては、農地部会長より説明をお願い致します。

部会長           それでは農地部会での聞き取りの内容を報告します。  
今回の申請者の□□さんは、父の代から農作業の手伝いをしておられ、今までも兄の土地を実質耕作しておられたようですが、地元の農家組合などには名前はあがってきておらず、兄の身体が悪く名義変更しようとしたところで急死され今回の申請となったようです。農機具等は兄の農地や近所の人にも耕作を頼まれたりしているので自分で購入されているようです。この春で定年のように、まだ働くが以前よりは時間も出来、土日を中心に作業していくようです。米は販売するのではなく、自家用や親戚の方に配って食べて頂くようです。農地部会では新規就農として今後も農業して頂けるだろうという判断でした。以上報告します。

議 長           ただ今、農地部会長並びに事務局からの説明が終わりましたが、この議第1号につきまして何かご意見、ご質問等ございませんか。

(なしの声有り)

議 長           なしとの声がありましたので採決致します。

それでは、議第1号、農地法第3条第1項について申請の件に賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議 長           全員賛成ですので、議第1号は、委員会処理に決定致します。

続いて、議第2号を議題と致しますが、議題に入ります前に、上田委員さんの入室、着席をお願い致します。

(上田委員入室、着席)

議 長           上田委員さんが着席されましたので、事務局から説明をお願いします。

事務局

議第2号、農地法第4条規定による申請の件について説明致します。

本件は、市街化調整区域内の自己農地を農地以外の目的に使用するための転用申請でございます。

番号1番、申請地、大字松塚□□番4(田)14㎡、申請人、大字松塚、□□□□、転用目的は、露天駐車場への転用でございます。場所は、部会現地調査順序表第3番目、近鉄松塚駅より□へ約100mのところであります。なお、申請に伴う書類等は具備致しております。

以上、第2号議案につきましては1件の申請でございます。

議長

ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、続いて農地部会で現地調査に基づき審議して頂いておりますので、農地部会長よりその審議結果について報告を願います。

部会長

それでは、農地部会の審議内容を報告させていただきます。

番号1番大字松塚の□□さんの擁壁の土留め補強に伴う駐車場用地の拡張の申請であります。申請地の現況は、北側が農地、南側は里道、東側は申請人所有宅地、西側は申請人所有農地です。既存の擁壁を補強されます。雨水は自然浸透です。隣接農地や水利組合の同意を得ておられます。周囲への被害はないものと思われまます。農地部会としては妥当な申請であろうという審議結果でした。以上報告させていただきます。ご審議よろしくお願い致します。

議長

ただ今、農地部会長より説明のあったとおりですが、続いて、農地法に基づく農地転用許可基準による検討事項について、事務局から説明をお願いします。

事務局

大字松塚の申請につきまして、農地の区分につきましては、申請地からおおむね300メートル以内に鉄道の駅が有る場合第3種農地と判定できます。今回近鉄松塚駅より約100mのところの位置しておりますので、第3種農地の判断となります。第3種農地は許可できるとなっております。

次に、資力及び信用につきましては、必要な資金は自己資金でまかなう計画で、金融機関の通帳の写しも添付されており、転用の目的を達成する資金として適当であると判断致します。

次に、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性の点につきましては、許可後より着手ということですので確実と考えます。

また、計画面積につきましては、転用目的からして妥当な面積であると判断致します。以上、ご審議よろしくお願い致します。

議長

ただ今、農地部会長並びに事務局からの説明が終わりましたが、議第2号について何かご意見、ご質問のある方は挙手でお願い致します。

(なしの声有り)

議長

ご質問等がないようですので、採決致します。

この議第2号、農地法第4条規定による申請の件について、賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議第2号については、県へ送付することに決定致します。

次に、議第3号を議題と致します。事務局から説明をお願いします。

事務局

議案書は2頁に移ります。議第3号、農地法第5条規定による申請の件について説明致します。本件は、市街化調整区域の農地を使用貸借権の設定により、農地以外の目的に使用するための転用申請でございます。

番号1番、申請地、大字神楽□□□番8（田）241㎡、借受人、神楽二丁目、□□□、□□□□、貸出人、神楽二丁目、□□□□、申請地は、使用貸借権に設定により、分家住宅への転用申請でございます。場所は、部会現地調査順序表第1番目、オークワ高田神楽店より□へ約50mのところであります。なお、申請に伴う書類等は具備致しております。以上、第3号議案につきましては1件の申請でございます。

議長 　ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、続いて農地部会で現地調査に基づき審議して頂いておりますので、農地部会長よりその審議結果について報告を願います。

部会長 　それでは農地部会より審議内容の報告をさせていただきます。  
番号1の大字神楽、□□さんの分家住宅への転用申請であります。申請地の現況は、田として使用されておりました。周囲の状況は、北側は農地、東側は宅地、南側西側は道路です。北側と東側に擁壁を設け、地上げし土砂の流出のないように造成されま  
す。隣接農地の方や、神楽水利組合からも同意を得ています。汚水は浄化槽を設け、雨水とともに南側既設水路に排水されます。周囲への被害はないものと思われま  
す。農地部会としては妥当な申請であろうという審議結果でした。以上報告させていただきます。ご審議よろしくお願い致します。

議長 　ただ今、農地部会長より説明のあったとおりですが、続いて農地法に基づく農地転用許可基準による検討事項について事務局より説明願います。

事務局 　それでは説明させていただきます。大字池田の申請地の農地区分は、水管、ガス管の埋設された道路の沿道区域にあって、かつ、500m以内に愛恵幼稚園や阪本整形外科など2つ以上の公共施設等がある区域に位置している場合は第3種農地と判定致します。資力及び信用につきましては、必要な資金は金融機関よりの借入でまかなう計画で、ローンの仮承認書が添付されており、転用の目的を達成する資金として適当であると考えます。次に申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性の点につきましては、申請者からの聴取で許可後すぐ着工、約4ヶ月で完成の計画でありますので確実と考えます。また、計画面積につきましては、転用の目的、利用計画図からして妥当な面積であると考えます。以上、ご審議よろしくお願い致します。

議長 　ただ今、部会長並びに事務局からの説明が終わりましたが、この議第1号について何かご意見、ご質問などある方は挙手でお願い致します。

（なしの声有り）

議長 　ご意見、ご質問などが無いようですので、採決致します。議第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手でお願い致します。

（全員挙手）

議長 　全員賛成ですので、議第3号は県へ送付することに決定致します。続いて議第4号を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局 　議第4号、農地法第18条第6項について通知の件について説明致します。本件は、農地の耕作権の解約が双方で円満に合意成立したことにより、当委員会に通知があったものでございます。

番号1番、申請地、大中南町□□□番2（田）879㎡、借受人、南本町、□□□□、貸出人、大中南町、□□□□外□名、解約理由は、高齢のためでございます。

番号2番、申請地、大字根成柿□□番（田）854㎡、大字根成柿□□番1（田）695㎡、借受人、大字根成柿、□□□□□□□□□□□□□□□□、貸出人、京都市伏見区、□□□□、解約理由は、耕作者が亡くなったためでございます。

番号3番、申請地、大字根成柿□□番1(田)869㎡、借受人、大字根成柿、□□□□□□□□ □□□□、貸出人、大字根成柿、□□□□、解約理由は、耕作者が亡くなったためでございます。

以上、議第4号につきましては3件の通知でございます。

議 長 　ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この件につきまして、何かご意見ご質問などございませんか。何かございましたら挙手でお願い致します。何かございませんか。

(なしの声あり)

議 長 　なしとの声がありましたので、議第4号は事務局処理と致します。続いて、議第5号を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局 　議第5号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について説明致します。本件は、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対し、農用地の利用集積により、経営基盤の強化を促進するための措置として、産業振興課より当委員会に対して、原案作成に伴う決定の依頼を受けたものでございます。産業振興課と農業委員会事務局で書類審査等の事前協議を行った上で、案件とさせていただきます。

整理番号1番、利用権の設定を受ける者、大字野口、□□□□、利用権を設定する者、大字池田、□□□□、利用権を設定する農地、大字池田□□□番地(田)1,273㎡、大字池田□□□番1(田)1,015㎡、大字池田□□□番1(田)1,327㎡、利用権の種類は、使用貸借権の設定で、水稻を栽培しての利用でございます。利用期間は、平成30年3月1日から平成33年2月28日までの3年間でございます。以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号の農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、また、第2号の利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件である、耕作の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められること、及び耕作の事業に必要な農作業に常時従事することが認められることなどの各要件を満たすと判断しております。この内容をご承認頂ければ、市の産業振興課に対しまして、その旨の回答をさせていただきますので、ご審議よろしくお願い致します。

議 長 　ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この件につきまして何かご意見、ご質問など、何かございましたら挙手でお願い致します。何かございませんか。

(なしの声あり)

議 長 　なしとの声がありましたので、異議などがないということで採決致します。

それでは、議第5号について承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議 長 　全員賛成ですので、議第号は、産業振興課に対して原案のとおり承認した旨の回答をすることに決定致します。

次に議第6号、その他の1番を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局 　議案第6号その他、1番、畑作転換申請承認について説明致します。

番号1番、申請地、大字西坊城□□□番3(田)511㎡、申請人、樫原市、□□□□、田から畑への変更であります。場所は、部会現地調査順序表第7番目、秋吉交差点より□□へ約10mのところ。作付け計画は、季節の野菜、盛土計画は85cm自己で管理されるとのことです。なお、書類上は具備されています。以上、畑作転

換申請承認については1件の申請でございます。

議 長 　ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、続いて農地部会で現地調査を願って審議して頂いておりますので、農地部会長より説明を願います。

部会長 　それでは農地部会の審議内容を報告させていただきます。番号1番の檀原の□□さんからの申請です。先月に3条申請にて取得され、今回田から畑への申請がありました。場所は秋吉交差点から□□に約10mのところですが、周囲に被害はないものと思われまます。妥当な申請であろうという審議結果でした。以上報告致します。ご審議よろしくお願ひ致します。

議 長 　ただ今、事務局並びに農地部会長より説明のあったとおりですが、この件につきましてご意見、ご質問など、何かございましたら挙手でお願ひ致します。異議などございませんか。

(なしの声あり)

議 長 　なしとの声がありましたので、異議がないということで採決致します。それでは、議第6号その他の1番を承認することに賛成の方は挙手をお願ひ致します。

(全員挙手)

議 長 　全員賛成ですので、議第6号、その他、1番の畑作転換申請承認については、事務局処理と致します。続きまして、議第6号その他、2番を議題と致しますがこの案件につきましては、中江委員さんの親族が申請人となっている事案ですので、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定に基づき、当該事案の審議開始から終了までの間退席をお願ひ致します。なお、関係議案終了後に入室、着席して頂きます。

(中江委員退出)

議 長 　それでは、事務局より説明願います。

事務局 　議案書4ページをお願ひ致します。議第6号、その他の2番、使用貸借契約の消滅について説明致します。

今回の案件は、利用権設定で耕作されていた農地を期間前に契約を解消するためのものです。

番号1番、解約する農地、大字西坊城□□番1(田)3,215㎡、大字西坊城□□番1の一部(田)1,000㎡、借受人、大字吉井、□□□□、貸出人、大字西坊城、□□□□外□名、

番号2番、解約する農地、大字西坊城□□番1(田)1,099㎡、大字西坊城□□□番1(田)1,596㎡、借受人、大字吉井、□□□□、貸出人、檀原市、□□□□、

番号3番、解約する農地、大字池田□□□番1(田)1,157㎡、大字池田□□□番(田)1,211㎡、借受人、葛城市、□□□□、貸出人、大字池田、□□□□□、

番号4番、解約する農地、大字池田□□□番(田)1,273㎡、大字池田□□□番1(田)1,015㎡、大字池田□□□番1(田)1,327㎡、借受人、葛城市、□□□□、貸出人、大字池田、□□□□、

以上、使用貸借契約の消滅については、4件の通知でございます。ご審議の程よろしくお願ひ致します。

議 長 　ただ今、事務局から説明がありましたので、この件について何かご意見ご質問等ご

ございませんか。

(なしとの声あり)

議 長

なしとの声がありましたので、異議がないものとして採決致します。

それでは、議第6号、その他の2番、使用貸借契約の消滅について承認することに賛成の農業委員の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので議第6号、その他の2番は、事務局処理に決定致します。

続いて、議第6号、その他、3番を議題と致しますが、議題に入ります前に、中江委員さんの入室、着席をお願い致します。

(中江委員入室、着席)

議 長

中江委員さんが着席されましたので、事務局から説明をお願いします。

事務局

議第6号その他、3番の専決処分の報告について報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について説明致します。本件は、相続により農地の権利を取得した場合の届出分について、専決処理を行ったものの事後報告でございます。

番号1番、所在地、大字大谷□□番1(田)919㎡、大字大谷□□番1(田)720㎡、大字大谷□□番1(田)1,161㎡、大字大谷□□番1(田)1,084㎡、相続人、大字大谷、□□□□、平成29年12月22日、相続による所有権の移転の届出で、あっせん希望はされておられません。以上、農地法第3条の3第1項の規定による届出については1件の届出でございます。

議 長

ただ今の専決処分の報告第1号の案件につきましては、委員の皆様への報告とさせて頂きます。続いて議第6号、その他、3番の専決処分の報告について報告第2号、第3号を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局

議案書は5頁となります。議第6号、その他3番、専決処分の報告について報告第2号、農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出の件並びに報告第3号、農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出の件について説明致します。本件は、事務処理規定に基づきまして、市街化区域農地の転用届出分について専決処理を行ったものの事後報告でございます。今回議案と致しましたのは、平成29年12月26日から平成30年1月25日までの報告分でございます。

報告第2号、番号1番、転用届出地、大字有井□□番3(田)759㎡、届出人、大字有井、□□□□、露天駐車場への転用届出であります。平成30年1月5日に地区担当の奥本委員さんに連絡致しまして確認をお願いいたしました。事務局も現地を確認し、書類も具備致しておりましたので、会長の承認を得まして専決処理を行ったものでございます。

報告第3号、番号1番、転用届出地、中三倉堂二丁目□□□番1(田)594㎡、中三倉堂二丁目□□□番3(田)547㎡、譲受人、大字今里川合方、□□□□□□□□、譲渡人、片塩町、□□ □、売買による所有権移転で、一戸建専用住宅及び露天資材置場への転用届出でございます。平成29年12月28日に地区担当委員の今村会長に連絡致しまして、事務局も現地を確認し、書類も具備致しておりましたので、会長の承認を得まして専決処理を行ったものでございます。以上、第4条関係1件、第5条関係1件の専決処分の事後報告でございます。

議 長

ただ今、事務局より専決処分の転用届出の報告がありましたが、これらの件について何かご質問などございませんか。何かございましたら挙手をお願い致します。

(なしの声あり)

議 長 なしとの声がありましたので、異議がないということで、皆様へのご報告とさせていただきます。報告第2号、報告第3号を終わります。確認委員の奥本委員さんには大変お忙しい中、ご確認頂きましてありがとうございました。

次に入ります。議第6号その他3番、専決処分の報告について報告第4号を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局 議第6号、その他3番、専決処分の報告について報告第4号、公共転用の通知の件について説明致します。

番号1番、転用届出地、大字有井□□□番9(田)3.29㎡、譲渡人、樫原市、□□□□、転用目的は、大和高田市が道路に転用する通知でございます。

以上、公共転用の通知につきましては1件の通知でございます。

議 長 報告第4号、公共転用の通知の件については、ただ今の事務局からの説明をもちまして、委員の皆様への報告とさせていただきます。

議案審議につきましては以上でございますが、その他何かございませんか。

議 長 ほかに何かございませんか。ないようでしたら、本日は大変お寒い中、ご苦勞様でした。これで2月の定例委員会を終らせて頂きます。お疲れ様でした。

議事録は、農業委員会等に関する法律第27条により作成し、大和高田市農業委員会会議規則第8条の規定によりここに署名する。

議 長 今 村 平治郎

署名委員 鵜 山 久 雄

署名委員 小 川 隆 興